

動物愛護管理にかかわる制度の見直しについての提言

2010年9月13日

犬生態研究会準備会(仮称) 代表 堀 明

代表 香取 克矢

現在、日本において、犬は伴侶動物として広く認知されているだけでなく、使役犬としても社会の様々なニーズに応えている。たとえば、「がん探知犬」は医療の分野で革新的な役割を担えることが研究でわかっている。犬には法的に保護されるべき社会的妥当性がある。この認識に立ち、「動物取扱業の適正化」について、次の3点を強く提案するものである。また、本提言書が、「動物愛護管理のあり方検討小委員会」にて回覧されるよう申し入れる次第である。

>で示した部分が具体的な提案部分である。

1. 犬猫幼齢動物の販売日齢について

環境省告知第104号では、犬について「離乳前に譲渡しないように」「社会化が十分に図られた後に譲渡するように」とあるが、この規定では、いかようにも販売日齢を操作できる。現在、8週齢規制が焦点になっていると聞かすが、別途資料「早期に親兄弟と引き離された犬の問題行動について」に示したように、子イヌは12週齢まで親兄弟と過ごすことで社会化の素地を獲得できる。幼齢犬の販売規制については、本来、12週齢が望ましいが、日本の現状と諸外国の先例をかんがみ、以下を提案したい。

>子イヌを10週齢以下で母イヌから引き離してはいけない。(違反者には、罰金を課すものとする)。

2. 飼養施設について

犬猫のケージの大きさ等の具体的な数値規制が必要である。ドイツの犬にかかわる条例「Tierschutz-Hundeverordnung」第6条の数値が参考になる。ドイツでは犬についての研究の蓄積があり、この数値規制には生態学的な根拠があると考えられる。以下に、第6条を引用しておく。

- ・犬舎(オリ)の大きさは、少なくとも犬の体長の2倍の長さとし、またどの1辺も2mより短くはならない。体高50cmまでは6㎡以上、体高50～60cmは8㎡以上、体高65cm以上は10㎡以上。
- ・オリの高さは犬が後ろ足で立った際に、前足がオリの天井に着かないようにすること。
- ・同じオリ内に多頭飼育飼われる場合あるいは子犬を連れた母犬には、上記最低面積に加え一頭当たり最低面積の半分の面積が与えられなければならない。

・オリの中で飼う場合には、最低週に5日、1日の大半をオリの外へ出すこと。

＞オリの大きさについては、上記数値を下回らない範囲で、数値規制がなされるべきであり、当然、この数値は、あらゆる飼養施設が対象となる。子犬の飼養条件に関しては、いっそうの精査と数値規制が図られなければならない。

3.登録制の検討について

単に、許可書を付与するか否かという問題ではない。犬の繁殖業者については、知識と技能を有することの自己証明がなされた者に限り、営業を認可すべきである。証明に当たっては、子犬の成長過程への洞察や遺伝性疾患に関する知識等が重視されるべきと考える。

＞「繁殖業の管理者は、繁殖における知識と技能を管轄の役所に証明した者とする」という条項が必要である。

他にも検討すべき事項が多数あると考えるが、今回の見直しに当たっての最優先事項として、上記を提案するものとする。

なお、上記3点については、「犬の飼養及び保護に関する基準」等の名称を冠した、環境省の新たな省令に盛り込まれるべきである。

以上。